

令和4年度第1回  
北栄町空家対策審議会会議議事録

日 時 令和5年3月29日(金) 午後1:30 ~ 午後2:00  
場 所 北栄町役場 3階 第1委員会室  
会議に招集された者 北栄町空家等審議会委員  
出席者 谷口 敬雄、張 漢賢、山本 耕二、前田 進  
磯江 昭徳、田熊勝美  
会議に付した事項 別紙資料のとおり

会 議 の 要 旨

開会 事務局	午後1時30分 令和4年度第1回北栄町空家等審議会を開催します。 今年度自治会代表で前田進自治会長さんが委員になります。 (審議会委員を紹介)
磯江課長 事務局	今回の審議会では、今年度の実績や来年度の取り組みについて情報共有するとともに、第2期の計画について審議していただきたいと思います。 【令和3年度の実績】 資料に沿って説明 令和4年度末では279件、4件除却を行いました。 C区分(町単独補助金)2件、D区分(国県町補助金)2件 (A B C D各区分について概要説明) 助言、指導については、9件行っております。 空き家に付随した蜂の巣や草木への苦情対応も含まれています。 特定空家等の除却事業について、4件で予算執行額は6,539,000円。内訳としては国・県が5,389,000円、町が1,150,000円。 来年度8,400,000円で予算計上したが、不足する場合は増額要求する予定です。
磯江課長 前田委員	空家等対策計画(案)について説明。 自治会にも屋根や壁が崩れたような建物がある。隣家への影響も心配。どの程度で代執行となるのか。代執行までどれくらい時間がかかるのか。
磯江課長	被害の場所、程度により対応は変わる。先ず影響場所へバリケード等の立ち入り禁止対応は行うと思う。解体は所有者が対応するのが前提。放っておいたら町が解体するものではない。 相続放棄等で所有者がいない場合は略式代執行となるが、相応な事務手順を踏むことになる。早急に解体の着手ができるものではない。
前田委員	町が相続人に相続放棄をうながしたケースはないか? 全員相続放棄させれば解体の対象になるのでは?
会長	相続放棄は家庭裁判所に被相続人が亡くなられてから3か月以内に行うもの。また、全ての財産について行われるものであり、一部の物件のみを対象に放棄できない。

令和4年度第1回  
北栄町空家対策審議会会議議事録

張委員	空家について対象物件を再調査する予定はないか。
事務局	職員が行うのは業務量的に困難。2期計画期間中に調査方法を含め検討します。
事務局	ほかに意見等がございますか、では、終了します。

北栄町空家対策審議会  
会長

印